

政令番号145 2-(ジエチルアミノ)エタノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」(平成29年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	2.0E-1			0.2		6.4E+0	6.4	6.6
9	栃木県								
10	群馬県		1.0E-1		0.1				0.1
11	埼玉県	6.0E-1			0.6	2.5E+1	1.6E+3	1,600.0	1,625.6
12	千葉県								
13	東京都	4.8E+0			4.8		4.8E+3	4,800.0	4,804.8
14	神奈川県	2.1E+0			2.1		5.4E+0	5.4	7.5
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県	6.0E+0			6.0				6.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県	1.9E+2			190.0				190.0
26	京都府								
27	大阪府					4.0E-1	1.4E+1	14.0	14.4
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						8.0E+0	8.0	8.0
34	広島県								
35	山口県						9.0E+1	90.0	90.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		2.0E+2	1.0E-1		203.8	2.5E+1	6.5E+3	6,523.8	6,753.0

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。